

介護保険 基本報酬 (月単位)	要介護区分 (単位:円)						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス 利用料金	34.360	69.480	104.230	153.180	222.830	245.930	271.170
② 自己 1割	3.436	6.948	10.423	15.318	22.283	24.593	27.117
負担 2割	6.872	13.896	20.846	30.636	44.566	49.186	54.234
3割	10.308	20.844	31.269	45.954	66.849	73.779	81.351

月ごとの包括費用ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画等に定めた利用日数に増減が生じた場合であっても、その費用を日割計算するものではありません。

但し、月途中からの登録の場合または月途中での登録終了の場合、登録した期間に応じて日割した料金をお支払いいただきます。なおこの場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・利用者が当事業所との利用契約を終了した日

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の自己負担分が変更となります。

オ 加算について

小規模多機能型居宅介護事業所または介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記③のとおり加算分の自己負担額が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

① 加算対象サービス料金	初期加算 (30日まで) 1日あたり 300円
② 自己負担(1日当たり)	1割 30円
	2割 60円
	3割 90円

*その他加算については、別紙の通り定めます。

(2) **介護保険の給付の対象とならないサービス**

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

ア 食事の提供

利用者に提供する食事に要する費用です。

食事代	朝食代	昼食代	夕食代
	300円	620円	520円

※ 外食した場合の費用は実費となります。

※ 昼食代はおやつ代（100円）を含みます。

イ 宿泊に要する費用

利用者様に提供する宿泊に要する費用です。

宿泊代	1泊あたり
	1,200円

ウ 日常生活費

利用者のおむつ代、尿とりパッドなどに要する費用です。

日常生活費	おむつ代	尿とりパッド代	その他必需品
	150円	100円	実費

エ 教育娯楽費

写真・レクレーション材料代など、利用者の娯楽・趣味・趣向に要する費用です。（基本的には実費です。）

教育娯楽費	写真代	レクレーション代	趣味・趣向代
	実費	実費	実費

上記のほか、日常生活に要するものの費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を請求いたします。

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当であると認められる額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容及びその事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金の支払い方法

毎月中旬に前月利用料分の請求書を発行しますので、お支払いは月末までに以下の方法でお願いいたします。